

公立大学法人東北公益文科大学における研究インテグリティの確保に関する規程

令和8年4月1日規程第89号

(趣旨)

第1条 この規程は、国際的に信頼性のある研究環境の構築を目的とした本学における研究インテグリティの確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究インテグリティ」とは、研究活動の国際化及びオープン化に伴うリスクに対する研究の健全性及び公正性をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、教職員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し説明責任を果たすため、本学、研究資金配分機関等に対して、次に掲げる研究インテグリティの確保に必要な情報を開示しなければならない。

- (1) 外国機関等との兼業、クロスアポイントメント、荣誉職称号等に関すること。
- (2) 外国機関等との共同研究契約、受託研究契約等に関すること。
- (3) 外国機関等からの寄附金、助成金、物品等の受入れに関すること。
- (4) 外国機関等からの研究員、学生等の受入れ又は外国機関等への研究者等の派遣に関すること。
- (5) 外国機関等への安全保障貿易管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、外国機関等との学術交流、産学官連携その他外国機関等からの人的・物的支援に関すること。

(学長の責務)

第4条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備する。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第5条 本学に、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 常勤の理事（研究・地域貢献・地域連携担当、教育・学生支援担当、経営・評価・総務担当、国際交流担当）4人
- (2) 研究活動推進委員長

(3) 事務局長

(4) その他委員長が必要と認めた者

- 4 委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充て、会議の議長となる。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 8 委員会は、審議の結果、研究インテグリティの確保の観点からリスクが懸念されるときは、学長に報告する。
- 9 学長は、委員会の報告を受け、研究インテグリティの確保の観点からリスクの有無について判断を行い、リスクがあると判断したときは、委員会に研究者等に対する指導を指示する。

(相談窓口の設置)

第6条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、研究活動推進委員会に相談窓口を置き、相談等を受け付けたときは、必要に応じて委員会に報告する。

(事務)

第7条 研究インテグリティの確保に関する事務は、関係部署等の協力を得て、法人企画課が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。